



デジタル時代に求められる

消費者力とは



5月は消費者月間

「消費者力」を高めよう！

デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、私たちの生活は利便性が増す一方、リスクも多様化しています。デジタル時代の消費生活を楽しむため、これまで以上に「気づく・断る・相談する」力を高めていきましょう！

困った時、相談できる窓口あります！

契約や悪質商法等のトラブル、製品・食品やサービスによる事故等、困った時は一人で悩まず、**消費者ホットライン188番（局番なし3桁）**をご利用ください。身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。相談は無料で秘密は守られます。

※通話料金はかかります。

5月18日は消費者ホットライン188の日

5月は消費者月間

VRで体験できる消費者力

5月18日は消費者ホットライン188の日

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に相談してください。身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内いたします。

消費者庁 消費者教育推進大使

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

☎188



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤマン

～消費生活出前講座のご案内～

実際のトラブル事例とその対処法をお話します。町内会、老人会、学校、企業など、概ね10名様であればどなたでも無料で利用できます。



県消費生活センター
キャラクター「ケロちゃん」
消費者庁消費者教育推進大使

ご希望によって
講座のテーマ・内容は
調整できるケロ！
被害にあわないために、皆で
楽しく学んでケロ！

お問合せは、☎023-630-3237 まで
お気軽にお電話ください。

◆例えば、こんなテーマで◆

- 子ども・保護者向け
 - ・身の回りの物を大切にしよう
 - ・お金の使い方について
- 学生・若者向け
 - ・契約の基礎知識
 - ・若者が狙われる悪質商法
- 一般・高齢者向け
 - ・高齢者の消費者トラブル
 - ・見守りのポイント など



クリーニング受け渡し時には、必ず状態を確認しましょう！

【トラブル事例】

7カ月前にクリーニング店から引き取り、タンスにしまっていた衣服を着ようとしたところ、ファスナーの布地が引きつって着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えたが、「6カ月も過ぎてから苦情を言われても困る。引き取った後の事故か、クリーニング時の問題かどちらかわからない」と言われた。

～ひとことアドバイス～

- クリーニングのトラブルは、原因の特定が難しく、時間が経つと解決が難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態を店舗側と一緒によく確認しましょう。
- 「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。利用する店舗のルールを確認しましょう。

クリーニング事故賠償基準は、Sマーク・LDマークのある店舗が使用しています。



“山形県消費生活サポーター” 募集中！

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の情報を消費生活センターに提供していただくボランティアです。

満18歳以上で県内で活動できる個人・団体であればどなたでも応募できます。



(啓発イベントで活動する山形大学サポーター)

＜活動の一例＞

- 地区の回覧板などでセンターからの情報を回覧する
 - 一人暮らしの高齢者への「声かけ」や「見守り」など
- ※自分にできる活動をお願いしています。

＜申込み・問い合わせ先＞
県消費生活・地域安全課
電話：023-630-3237

県ホームページへ



5月・6月の消費生活法律相談日

- 5月 15日 (水)
- 6月 5日 (水)

午後2時30分から
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要です。県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

